教育公務員特例法

第 4 章　研修
（研修）
第 21 条　教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。
2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。
（研修の機会）
第 22 条　教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

県立学校職員の服務に関する規則（香川県）　香川県法規集（HTML 版）より
（職務に専念する義務の免除の指示を受けようとする場合の手続等）
（研修）
第 15 条の2　職員は、教育公務員特例法第 22 条第2項の規定によって承認を受けようとするときは、第 11 号様式による研修承認申請書を校長に提出しなければならない。
２　教員は、前項の承認を受けた研修を終了したときは、速やかに第 11 号様式の2による研修結果報告書を校長に提出しなければならない。

※市町における学校管理規則などに同様の規定があるはず。
観音寺市立学校職員の服務に関する規則
（研修）
第 18 条　教員は、教育公務員特例法第 22 条第2項によって承認を受けようとするときは、研修承認申請書（様式第 20 号）を校長に提出しなければならない。
２　教員は、前項の承認を受けた研修を終了したときは、速やかに研修結果報告書（様式第 21 号）を校長に提出しなければならない。(県とまったく同じ様式)

第 11 号様式（第 15 条の２関係）

研　修　承　認　申　請　書

承認権者の確認	校長	年　月　日提出	年　月　日受理
		学校名	
	殿	職氏名	
下記のとおり勤務場所を離れて研修を行うことの承認を申請します。 記			
研修日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで		
研修場所			
研修内容			
年度 研修日数累計			
備考			

W第 11 号様式の２（第 15 条の２関係）

研　修　結　果　報　告　書

受理者の確認	校長	年　月　日提出	年　月　日受理
		学校名	
	殿	職氏名	
下記のとおり勤務場所を離れて研修を行ったので報告します。 記			
研修日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで		
研修場所			
研修内容 （具体的に記入すること。）			